

平成27年12月17日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 様
財務大臣

下諏訪町議会議長 中村 奎 司

介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書

超高齢社会を迎える中で、介護労働者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしています。2015年4月の介護報酬改定では介護職員の賃金改善を促進するために、介護職員処遇改善加算が強化されましたが、人材不足は地域の介護施策に深刻な影響を与えるため、国の施策として更なる人材の確保・離職防止対策を推進するよう求めます。

施設には、利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、職員配置基準以上の職員を配置しているところもあります。法定基準を引き上げて勤務環境の改善を図ることは離職防止をすすめる上でも重要な課題となっています。

介護報酬を引き上げれば介護給付の増大や保険料負担の増加を招き、介護保険制度の持続可能性を損なう恐れがあります。従って、介護労働者の処遇改善や人員配置基準の引き上げは国の責任で行うことを要望します。

介護労働者の人材確保・離職防止対策、および安全・安心の介護を実現していくために、下記の事項について要望します。

記

- 1 介護職員をはじめとする、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ること。
- 2 介護保険施設の人員配置基準を見直すこと。
- 3 上記の項目の実現を図るため、国費で費用を賄うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。